鳥取県

安全・安心なくらしのために

もしもではなく、今備える。

ガス警報器の設置を補助します！

鳥取のみなさまの安心のために

設置費用を最大20,000円補助！



ガス漏れを早期に検知

24時間安全を見守り

購入・設置期限

2027年
2月10日（水）まで

申請期限

2027年
2月19日（金）まで

対象者

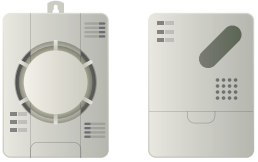
鳥取県内の住宅に居住または所有する方

※県内の一般住宅、共同住宅が対象です。
※LPガスを利用している共同住宅で、ガス警報器設置が義務付けられているところは対象外です。
※法人、個人事業主等の事業活動を行う方は対象外です。



対象となる機器

ガス警報器／
ガス・CO警報器／
住宅用火災・ガス・CO警報器



※ガス事業者が設置した機器が対象です。

補助額（1戸あたり）

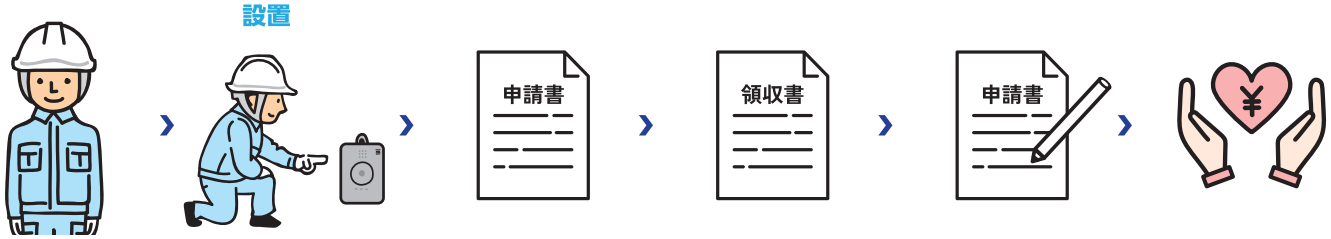
最大20,000円

購入の場合	リースの場合
警報器本体購入代（上限 15,000円）＋設置手数料（一律 5,000円）	一律 9,000円（リース料 4,000円＋設置手数料 5,000円）

※申請は、1戸あたり警報器1台分に限ります。

申請の流れ

1 ガス事業者に相談
2 ガス事業者がガス警報器を設置
3 ガス事業者から申請書受け取り
4 領収書などを保管
5 補助金を申請
6 補助金の交付



鳥取県 ガス警報器緊急設置支援事業

ガスご使用上の注　意

出典：ガスもれ事故防止のための手引き（ガス警報器工業会）

1 点火は必ず目で確認してから!

点火したつもりでもついていないことがあります。
炎を確認してください。



2 換気には充分気をつけてください!

ガス使用中は換気扇をまわすなど、必ず換気してください。
ガスストーブ使用中は、ときどき窓を開けて換気しましょう。



3 調理中(ガスコンロを使用中)はコンロから離れないで。

コンロから離れる時は、火を消しましょう。



4 ゴム管はときどき点検、2〜3年を目安に取り替えましょう!

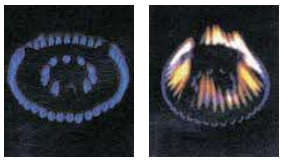


▲ゴム管からのガスもれ点検は、石鹸水を塗って泡が出ないことで確認できます。

固くなっているものやひび割れ、全体に白っぽくなっているものは、必ず交換してください。

5 ガスは青い炎の状態で使いましょう!

赤っぽい炎は、不完全燃焼してCOが発生していることが多く危険です。ガス会社に連絡して点検を受けてください。



▲正常　▲危険な状態

6 外出・就寝時には、ガス栓及び器具栓をしっかり閉めましょう!

ガスご使用後は器具栓を閉め、口火の消火も確認しましょう。



ガス警報器は定期的な交換が必要です



ガス警報器には有効期間（5年を目安）があります。本体に貼られた「交換期限表示ラベル」を確認し、期限が近づいたら、販売店・ガス事業者に連絡し、必ず交換しましょう。

ガスを安全に使うために

- ガス臭いなどの異常を感じたら、すぐにガス事業者に連絡を!
- 火気厳禁!換気扇・電灯などのスイッチは触らないでください。
- 詳しくは、ガス事業者にご相談ください。

●ガス警報器購入・設置に関すること

最寄りのガス販売店へお問合せください

●補助金申請に関すること

ガス警報器緊急設置支援事業事務局

（テルウェル西日本株式会社中国支店 鳥取事業所内）

Tel.0857-30-1570　Fax. 0857-24-8550

メール. tottori-keihoki@telwel-west.co.jp

〒680-0007 鳥取市湯所町2-258 ［電話受付］9：00～18：00（土日祝を除く）

詳しい申請方法はコチラ